

### ご加入いただく前のご注意

- 準共済金 ■12か月未満は掛け捨てとなります。
- 共済金A・B ■6か月未満は掛け捨てとなります。
- 解約手当金 ■12か月未満は掛け捨てとなります。  
■240か月未満は掛金合計額を下回ります。

その他制度の詳しい内容については  
「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

加入の申込みは  
右記機関まで

- 商工会 ■商工会議所 ■中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会 ■金融機関（銀行・信用金庫・信用組合など）

ホームページでのお問い合わせはこちら

小規模共済

検索

[www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/](http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/)

お電話でのお問い合わせはこちら

共済相談室 **050-5541-7171**

【受付時間】平日9:00～18:00

取扱機関名

今日からおトク、未来もナットク。



おトクな点がふたつ。

「うれしい」が、すぐにはじまる共済。

小規模企業共済制度



# 節税で、今日からおトク。 確かな備えで、未来もナットク。

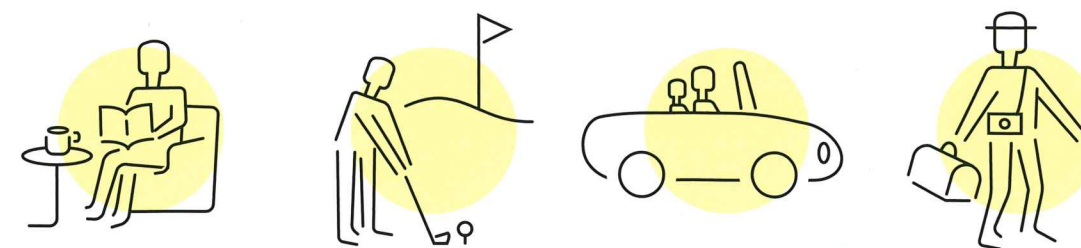
規模は小さくても、ひたむきに頑張る経営者の方を応援したい。

そんな思いから生まれた、小規模企業共済制度。掛金が全額所得控除になる

今のおトクと、積み立てによる未来のナットクがひとつになった、

従業員20名以下<sup>(※)</sup>の企業経営者のための制度です。

<sup>(※)</sup>宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業の場合は、常時使用する従業員は5名以下



おトク

## 実際に、どれだけおトクなの？



【例】課税された平均所得金額が400万円、  
月々3万円の掛金を15年間納付したSさんが  
共済金Aを受取った場合。

節税額合計：109,500円<sup>\*</sup>×15年=1,642,500円  
掛金合計額=5,400,000円<sup>\*</sup> 共済金A：6,033,000円  
受取額-納付額=633,000円

合計 **2,275,500円**

<sup>(※)</sup>一括受取の場合は、退職所得扱いとなります。

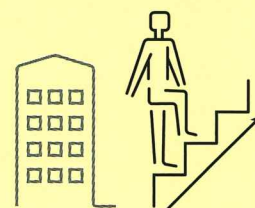
## 節税

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。



## 経営者の退職金

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。



## 小規模企業共済のポイント 国がつくった、安心でおトクな制度です。

POINT 1



掛金は月1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定可能。  
加入後も、いつでも変更できます。

POINT 2



共済金は、退職・廃業時等に受取り可能。  
満期や満額はありません。

POINT 3



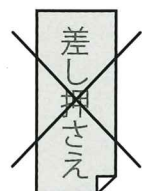
共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、  
掛けた年数に応じて控除額が増えます。

POINT 4



共済金を分割で受取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、  
公的年金と同じ扱いになります。

POINT 5



共済金の受給権は差し押さえ禁止。  
将来の安心を、しっかり守ることができます。

POINT 6



納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能。  
もしもの時の、サポートにもなります。

## 掛金の全額所得控除による節税額一覧表

| 課税される所得金額 | 加入前の税額<br>(所得税+住民税) | 加入後の節税額 |           |          |
|-----------|---------------------|---------|-----------|----------|
|           |                     | 掛金月額1万円 | 掛金月額3万円   | 掛金月額7万円  |
| 200万円     | 309,600円            | 20,700円 | 56,900円   | 129,400円 |
| 400万円     | 785,300円            | 36,500円 | ★109,500円 | 241,300円 |
| 600万円     | 1,393,700円          | 36,500円 | 109,500円  | 255,600円 |

<sup>(※)</sup>中小機構ホームページ「加入シミュレーション」でご自身の節税額を、ご確認いただけます。

## 共済金額一覧表

掛金月額が10,000円の場合(掛金月額を30,000円とする場合は、下記の表の金額を3倍にしてください)

| 掛金納付年数 | 掛金合計額       | 共済金A(A共済事由)  | 共済金B(B共済事由)   |
|--------|-------------|--|---|
|        |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人事業の廃止</li> <li>■ 個人事業主の死亡</li> <li>■ 会社等の解散 など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老齢給付<sup>(※)</sup></li> <li>■ 会社等役員の疾病・負傷・65歳以上の退任</li> <li>■ 会社等役員の死亡 など</li> </ul> <small>※65歳以上で180か月以上掛金を納付した方に限る。</small> |
| 5年     | 600,000円    | 621,400円   | 614,600円  |
| 10年    | 1,200,000円  | 1,290,600円   | 1,260,800円  |
| 15年    | ★1,800,000円 | 2,011,000円   | 1,940,400円  |
| 20年    | 2,400,000円  | 2,786,400円   | 2,658,800円  |
| 30年    | 3,600,000円  | 4,348,000円   | 4,211,800円  |

<sup>(※)</sup>共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。